

吉賀町農業振興ビジョン

～環境にやさしい、持続可能な農業の実現～

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度

水とすむまち
吉賀町



令和5(2023)年3月

島根県吉賀町

吉賀町農業振興ビジョン

目次

第1章	ビジョン策定の考え方	1
	第1節 ビジョン策定の趣旨	2
	第2節 ビジョンの位置付け、目標年次	3
第2章	吉賀町農業の現状と課題	5
	第1節 農業を取り巻く情勢	6
	第2節 吉賀町農業の現状と問題	8
	第3節 農業振興に関する意向調査結果	14
	第4節 吉賀町農業の振興課題	20
第3章	吉賀町の農業振興の基本方針	23
	第1節 農業の将来像と基本目標	24
	第2節 農業振興の施策体系	26
第4章	農業振興施策の展開	29
	施策課題1 消費者等の信頼と需要に応える 持続可能な産地づくり	30
	1. 取組の現状と課題	30
	2. 施策の展開	33
	I-1 地域特性を活かした、環境にやさしく 収益性の高い農業の実現	33
	3. 取組目標	35
	施策課題2 活力ある農業の実現し、地域を 支える担い手育成	36
	1. 取組の現状と課題	36
	2. 施策の展開	38
	II-1 地域農業の中心となる担い手の確保・育成	38
	II-2 地域を支える農業者の確保・育成	39
	3. 取組目標	39
	施策課題3 持続可能で生産性の高い営農基盤 の確保	40
	1. 取組の現状と課題	40
	2. 施策の展開	42
	III-1 農地の保全、農村環境の整備	42
	III-2 農業生産基盤等の整備	43
	3. 取組目標	44

第5章	ビジョンの実現に向けて	45
	第1節 推進体制と進行管理	46
	1. 推進体制(役割分担)	46
	2. 実現に向けた進行管理	47

第1章

ビジョン策定の考え方

第1節 ビジョン策定の趣旨

第2節 ビジョンの位置付け、目標年次

第1節 ビジョン策定の趣旨

1. ビジョン策定の趣旨

吉賀町では、「第2次吉賀町まちづくり計画」（平成29年度～令和8年度）を策定し、「自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち」を将来像として掲げ、町の9割を占める森林や清流・高津川とその流域に広がる農地を活かし、「環境と調和のとれた農林水産業の振興」を基本として特徴ある農業の振興に取り組んできました。

こうしたなかでも、米価の低迷や農家の高齢化、後継者不足は地域農業の将来に大きく影を落とし、農地を良好に保全していく上での問題となっています。

一方、ここ数年、取り組んできた新規就農者の受け入れ、定住促進の取組では大きな成果も現れています。また、スマート農業に代表される農業技術の革新も進み、令和4年4月に「みどりの食料システム法（略称）」が成立し、国では、環境と調和のとれた食料システム確立に向け、資材やエネルギーの調達から生産、流通販売、消費に至るまで、様々な施策が講じられることとなりました。これにより、これまで本町が目指し、進めてきた農業を後押しする条件も整ってきました。

ここに、改めて地域農業が抱える問題、取り組むべき課題を整理し、本町が目指す農業の将来像を実現するための施策指針として「吉賀町農業振興ビジョン」を策定することとしました。



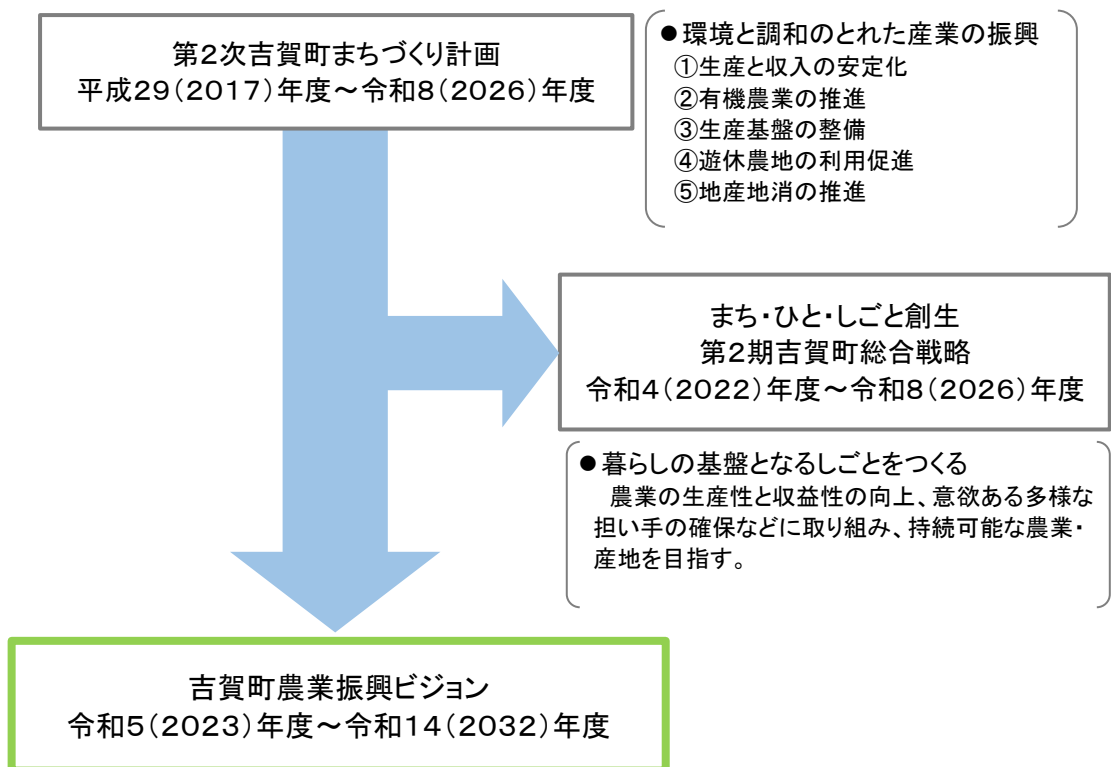
【豊かな自然、清流・高津川】

第2節 ビジョンの位置付け、目標年次

1. ビジョンの位置付け

このビジョンは、「第2次吉賀町まちづくり計画」を上位計画とした農業振興に係る部門計画として位置付け、吉賀町が目指す農業の将来像とその実現に向けて取り組む施策の基本的な考え方及び施策展開の方向性を示す長期的な計画として策定するものです。

ビジョン策定に際しては、関連計画との整合性に留意しつつ、また、今後策定する諸計画の基礎としても位置付けます。



2. 目標年次

このビジョンの計画期間は令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までとします。

なお、社会経済、政策等の情勢を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行います。

表1-1 上位計画とビジョンの目標年次

計画	年度										
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
第2次吉賀町まちづくり計画(平成27年度～令和8年度)	—————→				↔	-----					
第2期吉賀町総合戦略(令和4年度～8年度)	—————→				↔	-----					
吉賀町農業振興ビジョン(令和5年度～14年度)	—————→										→

注)社会経済、政策等情勢変化を踏まえ見直しを行う場合があります



【田園風景】

第2章

吉賀町農業の現状と課題

第1節 農業を取り巻く情勢

第2節 吉賀町農業の現状と問題

第3節 農業振興に関する意向調査結果

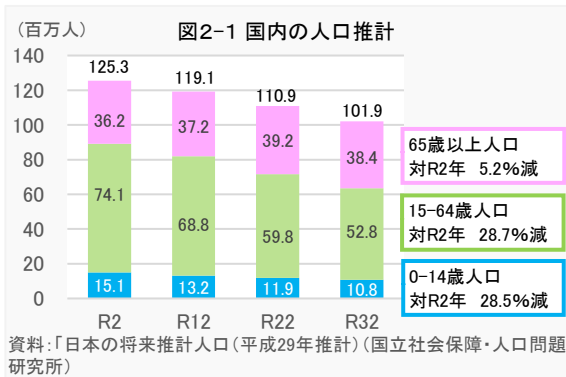
第4節 吉賀町農業の振興課題

第1節 農業を取り巻く情勢

1. 農業を取り巻く情勢

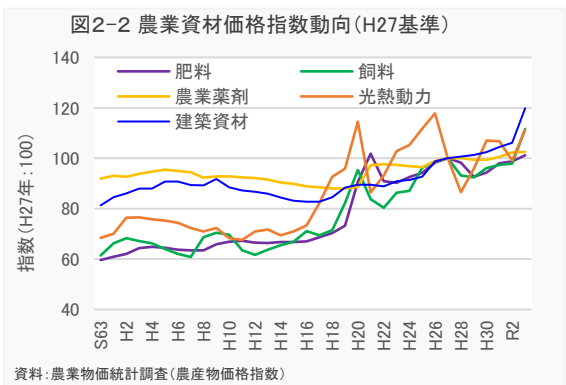
(1) 国内人口の減少(食料支出、労働力の動向)

- 国内人口の減少、高齢化が進行し、食料総消費量の縮小や一人世帯の増加などともに食料の消費形態の多様化が進んでいます。
- 生産年齢人口の減少によって、経済的な活力低下や定年延長による労働力他産業との競合などが懸念されています。



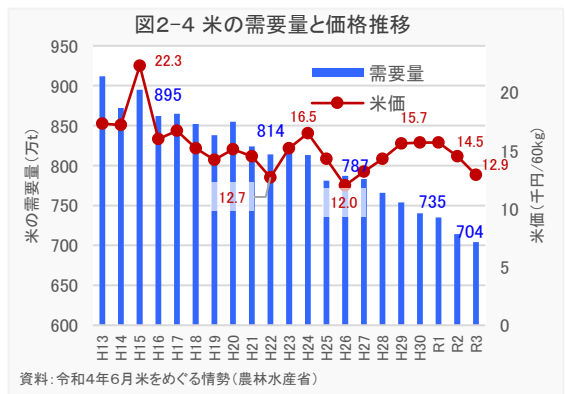
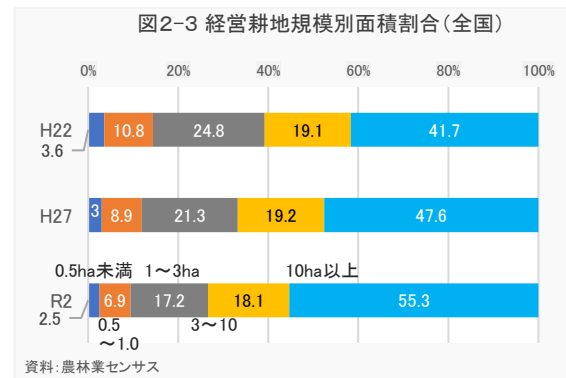
(2) 国内農業(構造)の変化

- 量販店が主導する農産物流通や農産物の輸入拡大等の動きを背景に農産物価格が低迷する一方で、農業資材等価格の上昇によって、農業の経営環境は悪化しています。
- また、農産物の流通量単位の大型化や労働力確保等に対応するため、農業経営の規模拡大が進む状況です。
- 新たな就農にともなう経費等負担が大きくなるなかで、自ら経営主として就農(自営就農)するだけでなく法人等への雇用を通じて就農(雇用就農)する形も増えています。
- 特に、水田農業では高齢化、担い手不足などを背景として、担い手への農地集積、経営規模の拡大が着実に進んでいます。



(3) 米需要低下と畑作物等振興

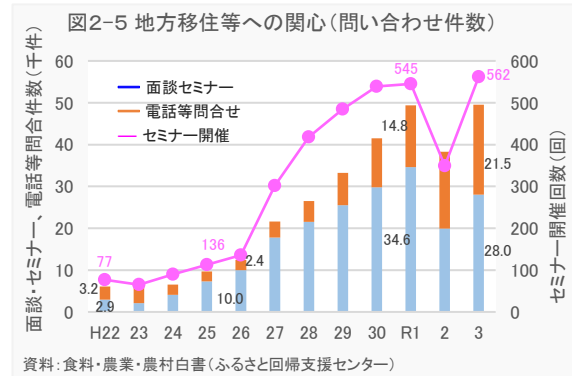
- 米の需要量の減少傾向が続くなかで、米価が低迷しています。
- 米の主産地等ではブランド化の取組や多収米の生産拡大などの対策が進められています。
- 今後さらに米の需要量低下(今後20年間でさらに約2百万トン減少*)が予想されるなかで、国は、水田の畑地化、畑作物の生産拡大等の政策を進めることとしています。



*約200万トン減少:「食料・農業・農村政策審議会参考資料」(令和4年12月、農林水産省)で、2040年の主食用米の国内需要量を493万トンと試算し、2020年の704万トンから211万トン減、面積で41万ha減としている。

(4) 地方移住への関心増加

- 働き方や生活スタイルの多様化が進むなか、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大やテレワークの普及等も契機として、若者の地方移住への関心が増えています。
- これに関連して、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合制度等を通じて地方への移住を進める動きもあります。



(5) 国の農業政策の動向

《食料・農業・農村基本計画等》

- 国の農業施策の基本方針である「食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)」では、食糧自給率の目標とともに、施策推進の基本項目8つを掲げ、特に重要な戦略的課題を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に示し、関連施策を進めています。
- このなかで、「食料安全保障に向けた生産基盤強化」、「水田農業の構造改革の加速化」、「スマート農業等技術革新の加速化」、「みどりの食料システム関連施策の実施」は重点施策として位置付けられています。

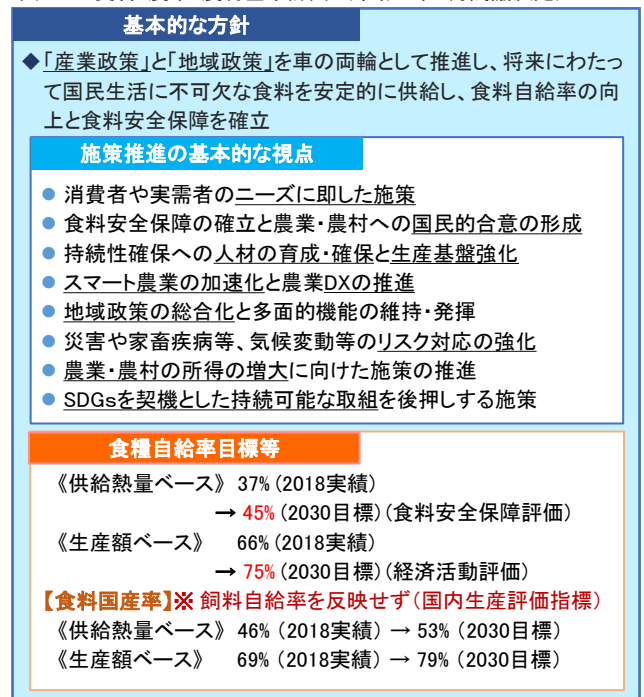
《みどりの食料システム戦略》

- 国は、持続可能な食料システムの実現に向け、「みどりの食料システム戦略」を示し(令和2年5月)、令和32年に達成すべき主な目標として、①化学農薬使用量(リスク換算)50%減、②化学肥料使用量30%減、③有機農業面積25%(100万ha)拡大等を掲げ、関連施策を進めることとしています。

《農業構造改革(地域計画の策定)》

- 従来から「人・農地プラン」の実質化を推進し、農地中間管理事業の推進とともに、担い手への農地集積を進めてきましたが、令和4年5月にこれを「地域計画」*として法定化し、令和5年度から農業委員会をはじめ関係機関、団体が連携して地域農業の将来像を具体化する取組が進められます。

図2-6 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)



農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月改訂)

- 食料安全保障の確立
- 農林水産物・食品の輸出促進
- 農林水産業のグリーン化
- スマート農業の推進
- 農業構造の改革と生産コストの低減
- その他生産基盤強化等9課題

*地域計画

水田農業の構造改革を進めるため、農林水産省は「人・農地プラン」の実質化を推進してきたが、令和4年5月からこれを「地域計画」として法定化し、これまでの人・農地プランを土台に地域農業の将来を協議したうえで、農地一筆ごとに将来の利用者を明確化した「目標地図」を盛り込む。目標地図の素案は農業委員会が作り、市町村に提出。市町村は令和7年3月31日までに地域計画を策定する。

第2節 吉賀町農業の現状と問題

1. 吉賀町の概要

(1) 沿革、立地

- 吉賀町は、平成17年に六日市町と柿木村が合併して誕生しました。
- 島根県の南西部に位置し、町内を南北に高津川が貫流しており、広島県・山口県との県境には1,000m級の峰々からなる西中国山地が連なり、水と緑に囲まれた自然豊かな農山村地域です。
- 年間の平均気温は13.3℃、年間降水量の平均は1,860mm前後と比較的多く、また、冬季間は厳しい冷え込みと積雪があります。

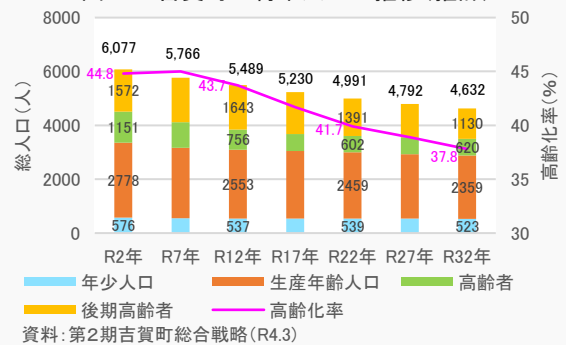
図2-7 吉賀町の位置図



(2) 人口、世帯数

- 令和2年の町の世帯数は2,833、人口は同6,077人で、平成22年の6,810人から10.7%減少しています。(国勢調査)
- 生産年齢人口も、平成22年の3,365人から令和2年には2,778人へと17.4%減少しています。
- 将来の人口推計では、令和12年の総人口を令和2年から7%減の5,489人、生産年齢人口は同様に10%減としています。(第2期吉賀町総合戦略目標)

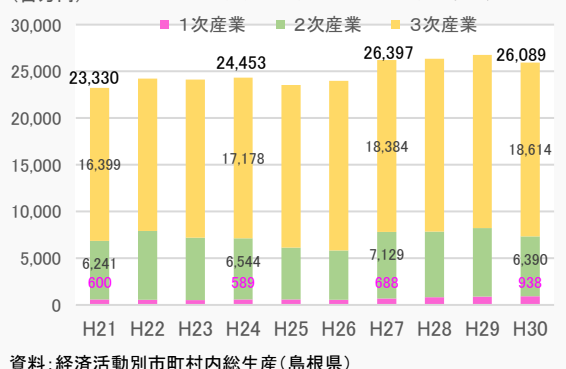
図2-8 吉賀町の将来人口の推移(推計)



(3) 産業、交通

- 町の産業別総生産は、全体が約260億円で、うち第3次産業が186億円で最も多く、総額の7割を占め、次いで、第2次産業が64億円(約25%)、第1次産業が9.4億円(うち農業が6.5億円)で約4%を占めています。農業の生産額割合は僅かですが、1千ha近い農地を抱え、最近では、U・Iターンによる就農定住者が増えているなど、地域社会・経済に果たす役割、意義は少なくありません。(経済活動別市町村内総生産(島根県))

図2-9 吉賀町の産業別総生産(実数)



2. 吉賀町農業の概要、現状と問題

(1) 農家、農業経営体、農業労働力

- 町の総農家数は、高齢化の進行や米価低迷による販売額の減少等によって販売農家を主に減少傾向が続いています。

表2-1 吉賀町の農家、農業経営体等

	柿木	七日市	朝倉	六日市	蔵木	計
総農家	202	121	102	179	98	702
販売農家	126	91	76	106	45	444
自給的農家	76	30	26	73	53	258
土地持ち非農家(2015)	92	87	77	109	49	414
農業経営体	128	94	78	109	48	457
個人経営体	126	91	76	107	46	446
法人経営体	2	3	2	2	2	11
主業経営体	11	9	6	13	1	40
65歳未満がいる	10	7	4	10	1	32
準主業経営体	17	7	12	12	4	52
副業的経営体	98	75	58	82	41	354

注) 出典：2020農林業センサス、土地持ち非農家は2015農林業センサス

(2015農林業センサスの総農家835,販売554,自給的281,土地持ち非農家414)

主業経営体のうち「65歳未満がいる」とは「65歳未満の農業専従者がいる経営体」

- 販売農家に比べて自給的農家は微減傾向で推移しており、さらに小規模な土地持ち非農家についても同じ傾向で推移していると思われ、農家の減少と経営の小規模化が同時に進んでいる状況です。
- 所得を主に農業によって形成している主業経営体数は40（令和2年）で、農業経営体総数446（同）に対して1割に満たない状況です。
- 地域農業を支えている基幹的農業従事者の平均年齢は72.9歳（令和2年）で、65歳以上の割合は88%（同）となっており、特に、水田農業を支える担い手の高齢化、後継者不足が深刻化している状況です。

図2-10 総農家（販売農家、自給的農家）の推移（吉賀町）

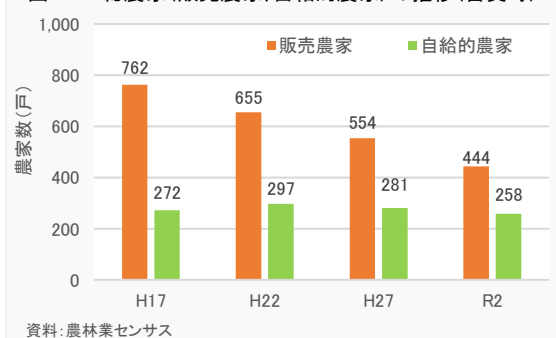
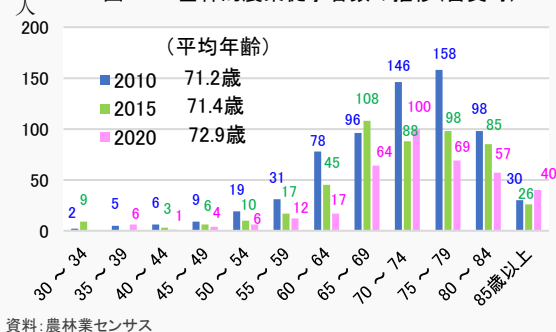


図2-11 基幹的農業従事者数の推移（吉賀町）



※ 総農家：販売農家+自給的農家

販売農家：経営耕地面積30a以上または販売額が50万円以上

自給的農家：経営耕地面積10a以上の販売農家以外の総農家

主業農家：農業所得が主で、年間60日以上自営農業に重視している65歳未満の世帯員がいる販売農家

準主業農家：農外所得が主で、年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる販売農家

副業的農家：1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない販売農家

農業経営体：一定の基準を満たした家族経営体及び組織経営体。

家族経営体：家族経営体は個人経営体及び一戸一法人

組織経営体：一戸一法人以外の法人経営体と非法人経営体。

基幹的農業従事者：農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事（農業）に従事していた者」

(2) 農地(経営耕地等)

- 耕地面積は、平成22年の906haから令和2年の839haへ、10年で約7%（67ha）減少し、田の面積も同様に約5%（35ha）減少しています。
- また、農業経営体によって耕作されている経営耕地面積は約570haとなっていることから、総耕地面積のうち耕作されず遊休化している農地も一定割合あることが予想されます。
- ほ場整備済の面積も全体では経営耕地面積とほぼ同数となっています。

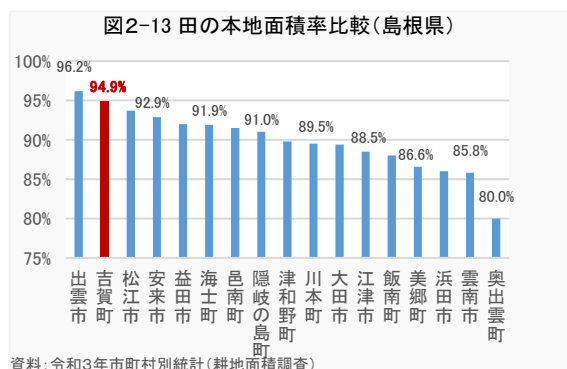
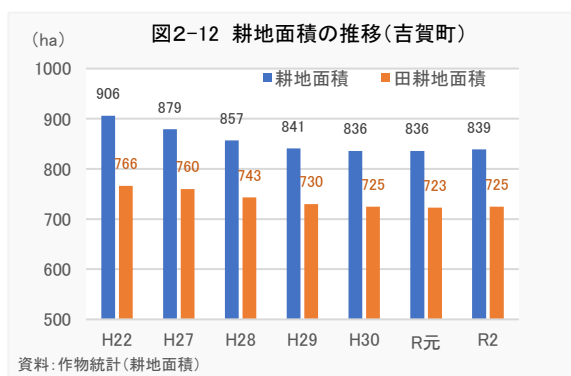
表2-2 吉賀町の耕地面積等

	柿木	七日市	朝倉	六日市	蔵木	計
農振農用地面積	191	189	158	210	138	886
ほ場整備面積	143.1	100.9	142.6	121.7	55.8	564.1
経営耕地面積	134.1	150.4	102.9	134.0	46.9	568.3
うち田の面積	103.5	146.7	95.9	128.4	40.2	514.7
うち畑の面積	25.7	3.2	6.7	5.4	4.9	45.8
うち樹園地の面積	4.9	0.5	0.3	0.1	1.8	7.7

単位:ha

注)出典:2020農林業センサス、農振農用地(H28年度)、ほ場整備面積(R2末)

- 耕地面積のうち、田の本地面積（耕地面積のうち畦畔等を除いた実質的な耕作地に相当する面積）の割合を見ると、本町の本地面積割合は94.9%となっており、県内市町村のなかでも2番目に高く、比較的畦畔等が少ない農地が多いことが分かります。
- 農振農用地*の面積に対するほ場整備面積割合は、64%程度となっていますが、区画を拡大することで、生産性の高い優良農地を創出できる余地が大きいことが分かります。



(3) 農業生産、農業産出額

- 本町の農業は、水稻を主に、野菜、畜産（養鶏）などで構成されています。
- 農業産出額（令和2年）は、全体で14億8千万円となっており、うち米が4億4千万円、野菜が2億9千万円、養鶏が6億7千万円となっています。近年は、新規就農者の受け入れや認定農業者*による野菜等の生産が増えています。

* 農振農用地

「農業振興地域の整備に関する法律」(農振法)で総合的に農業の振興を図る地域として定めた地域(農業振興地域)のうち、市町村が、農振法に基づき策定した「農業振興地域整備計画」において、農業上の利用を図るべき土地として区域を定めた「農用地区域」内の農地で、農業投資(国庫補助事業等)の対象とされる農地。

* 認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が効率的かつ安定的な農業経営の目標等を示し、その目標を踏まえて農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度において認定を受けた農業者。認定農業者には、低利融資制度等の支援制度がある。

- 野菜（高収益作物、地域振興作物等）は、キャベツ、ミニトマト、ブロッコリー、わさびなどを中心に20ha～30haの作付けがあります。
- 水田農業では、主食用米以外で、飼料用米やWCS用稲*、大豆などの生産が増え、全体で60～70haで推移しています。
- また、水稲、野菜ともに有機農業の取組が多いことも町の農業の特徴となっています。
- 町内には、主要な農産物直売所が2か所、野菜の集荷所や農産物加工施設、選果場などの農業施設も整備されています。

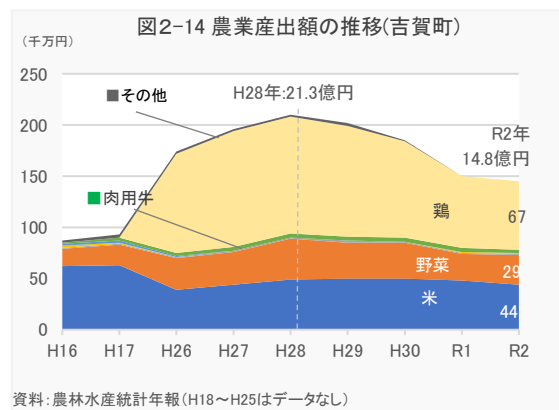


図2-15 吉賀町の主要な園芸作物及び農業用施設等



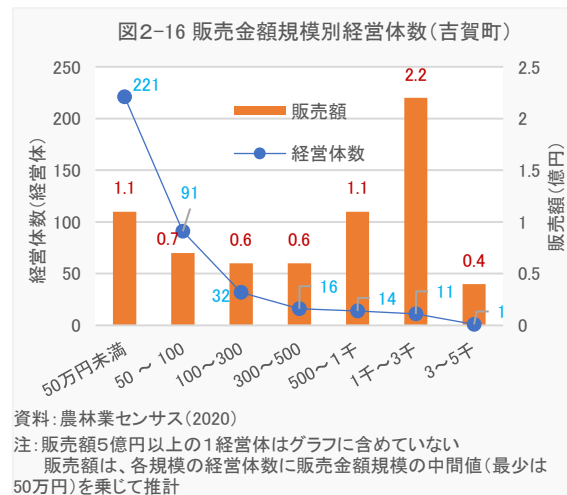
(4) 経営規模(販売金額規模の動向)

- 販売金額規模別経営数では、農業経営体の約7割に相当する312経営体が100万円未満となっており、小規模経営が多くを占めています。

* WCS用稲

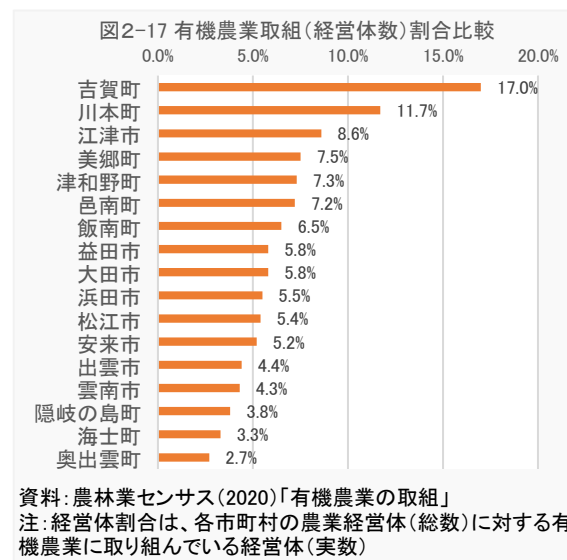
WCSはWhole Crop Silageの略。水稲を家畜の飼料として利用するもので、稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌氣的条件のもとで発酵させた貯蔵飼料。(稲発酵粗飼料)

- 販売金額規模500万円から5千万円までの26経営体（同6%）による販売額合計は約4億円で、100万円未満の312経営体による販売額合計の約2億円を大きく上回っています。
- 小規模農家は農地の利用、農業用施設の維持保全等で大きな役割を果たしていますが、認定農業者等経営体は地域経済の活力向上に重要な役割を果たしています。



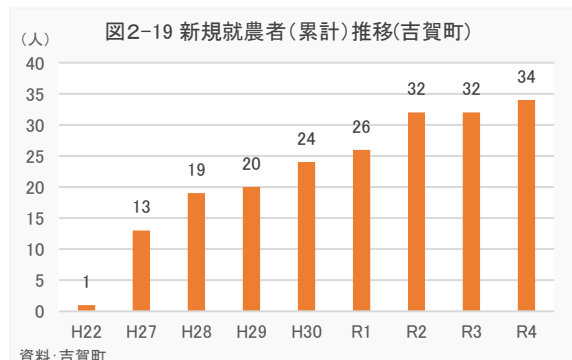
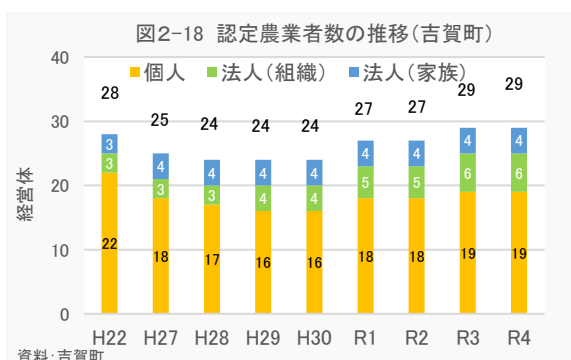
(5) 有機農業の取組

- 本町で有機農業に取り組んでいる実経営体数は78、販売額は79百万円となっています。
- 農業経営体総数に対する有機農業に取り組む経営体数の割合は17%と県内市町村の中では突出しています。
- 経営部門別では、水稻の有機栽培に取り組んでいる経営体数が54で県内3位、栽培面積が54haで県内4位、野菜では経営体数が37で県内1位、栽培面積が11.8haで県内3位と県内有数の有機農業地帯となっています。
- こうした生産基盤を背景に、本町の学校給食の米は100%有機栽培となっています。



(6) 担い手の動向(認定農業者、新規就農者)

- 認定農業者数は、平成30年の24経営体から令和4年では29経営体に増えています。
- このうち、法人経営体が10で、さらにこのうち4経営体が集落営農法人となっています。また、認定農業者の個人経営が19となっています。
- 新規就農者数は、国・県及び町による研修制度、就農助成等各種施策を通じて、U・Iターン者を含め就農定住者は増えています。



- 平成22年以降、就農支援施策を通じて就農した農家の累計は34人に達し、農家の減少、担い手不足が懸念される中、今後の定着とさらなる増加が期待されます。

(7) 担い手への農地集積

- 新規就農者の受け入れ、認定農業者等の規模拡大、集落営農の法人化等によって担い手への農地集積は着実に進んでいます。
- 経営耕地規模3ha未満の経営体数は平成22年の640経営体から令和2年では428経営体と33%減少していますが、経営耕地規模が3ha以上の経営体への農地集積は同様にこの10年で23%から39%に拡大し、農業の構造変化が進んでいることが分かります。
- 但し、10ha以上の経営体への集積は平成22年の9%から令和2年では15%にとどまっており、集落営農の法人化の動きがやや停滞している状況です。
- 本町には、集落営農組織が11組織（うち法人4）あり、その農地集積面積は83haに及びます。また、ほ場整備面積564haに対する同集積面積の割合は15%となっています。対経営耕地面積割合も15%で、県平均の35%に比べると約20%低い状況です。

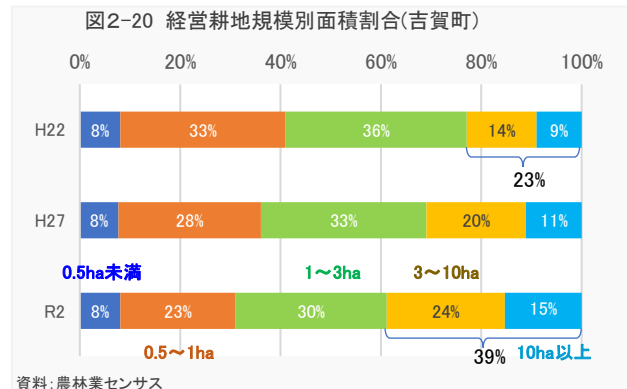


表2-3 現況集積面積、構成農家数等

農地集積面積計	経営耕地面積	作業受託面積	構成農家数	集落営農を構成する集落数
83ha	41ha	42ha	174戸	21集落

資料: 令和4年集落営農実態調査

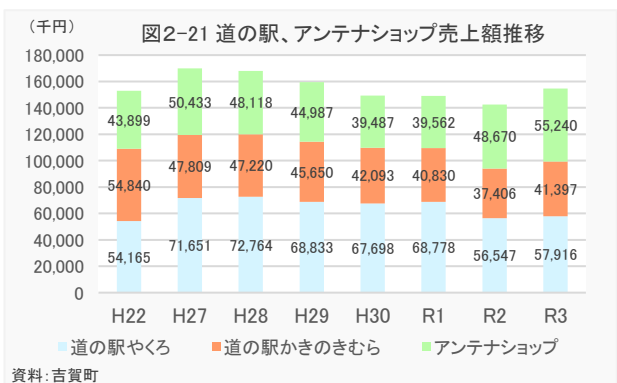
表2-4 集落営農の主たる従事者数

	集落営農数
1人	1
2人	2
3人	2
5人以上	6
計	11

資料: 同上

(8) 農産物流通(地産地消等)の取組

- 現在、JAや集出荷法人などを通じて、様々な形で販路の確保に取り組まれています。
- 町内には2か所の道の駅（産直市）があり、多くの町民に地元農産物が供給されています。
- また、学校給食への供給体制も整備され、特に、米は有機栽培米が100%供給されています。



*アンテナショップ

アンテナショップとは、自治体などが地元産品等を紹介したり、消費者の反応を探る目的で都市部などに開設する店舗。本町では、広島県廿日市市にアンテナショップを開設している。

第3節 農業振興に関する意向調査結果

1. 農業者等が抱える問題(アンケート調査結果)

≫≫調査の実施概要≫≫

- 意向調査は、令和4年8月に「一般農家」「中山間地域等直接支払協定地区代表（以下「中山間代表」）」「認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」）」の農業者と町民（非農家）を対象に、本町の農業振興に関する施策課題等をテーマとして実施しました。
- 配布（回収）数は、一般農家400（182）、中山間代表34（27）、認定農業者等32（23）、町民400（168）で、全体の回収率は46%でした。

≫≫町が実施する農業振興施策への要望、期待≫≫

■これまでどおり継続的な実施が望まれる施策

～満足度が高く、継続・拡充を望む施策～

- 農地、農業用施設保全(一般、中山間)
- 新規就農者育成(認定等)
- 担い手経営発展支援(認定等)
- 鳥獣被害対策(中山間)
- 地産地消の推進(一般、認定等)

※()内は、割合の高かった対象者

■今後、一層の拡充が期待される施策

～満足度が低く、継続・拡充を望む施策～

- 水田農業経営安定支援(全対象者)
- 鳥獣被害防止対策(一般、認定等)
- 農業生産基盤整備(中山間)
- 野菜、花き等生産振興(認定等)

- 一般農家、中山間代表者、認定農業者等に共通して「鳥獣被害対策」、「水田の経営安定支援」、「農業生産基盤整備」に対する関心が高い。
- 対象者別では、中山間代表は「農地・農業用施設等保全」施策を、認定農業者等は「新規就農者の育成」及び「担い手の経営発展」に係る施策への期待が高く、中山間代表と一般農家は「環境に配慮した農業振興」に係る施策にポイントが集まった。

図2-22 農業振興施策のうち「拡充を期待する施策」

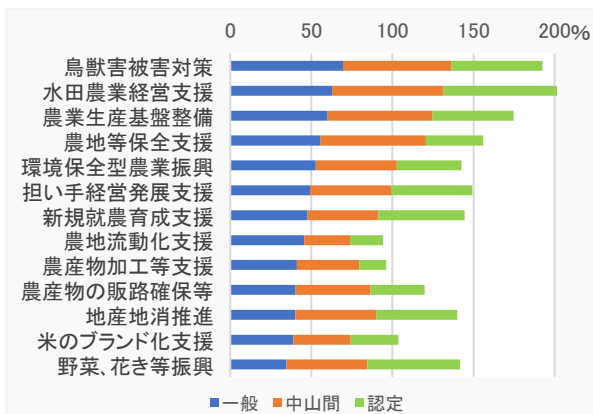
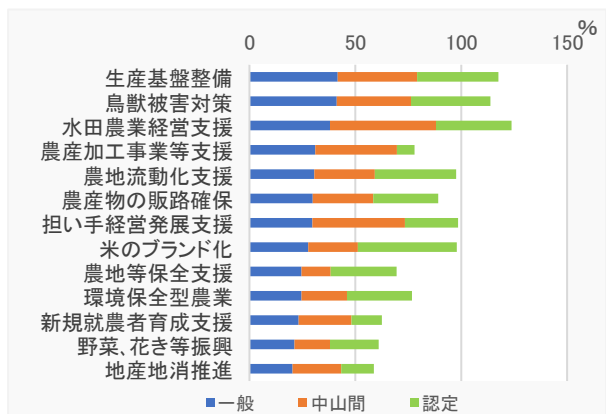


図2-23 農業振興施策のうち「現状の施策に不満」



(1) 一般農家

- 農業後継者の確保等について
 - ・「後継者がいない」、「分からない」を含め8割が農業の後継者問題を抱えています。
- 水田農業を維持する上での問題と集落営農等の組織化について
 - ・水田農業を続ける上での問題として、「米価低迷」、「畦畔管理（草刈）」、「機械更新費用」及び「農業資材価格高騰」が上位に挙げられました。
 - ・集落営農の組織化について、2割弱が「既に取り組んでいる」と回答されました。また、今後の取組では、必要な振興施策の上位ではないものの、年齢・後継者の確保状況などによって「集落営農の法人化」や「農作業受委託」、「機械の共同利用」の必要性が挙げられました。
 - ・一方で「取組不要」とする意見も2割程度あり、組織化に際して「運営の持続性への不安」や「経営（収益）確保の難しさ」が問題点として挙げられました。
 - ・その他、水田農業の振興策として「米の有利販売、ブランド化」も上位に挙げられています。
- 生産基盤の保全、整備について
 - ・生産基盤の整備では、「用水路・排水路整備（改修）」と答えた割合が多い結果となりました。（6割弱）
- 環境に配慮した農業について
 - ・今後の取組について、「有機農業（JAS）」が2割、「減農薬・減化学肥料栽培」が4割で、何らかの形で取り組む意向が一定程度あることが分かりました。
- 吉賀町の農業振興施策（短期、中長期）
 - ・中長期施策では、突出した回答はありませんでしたが、「水田営農の組織化」、「農作業等省力化（スマート農業）」、「U・Iターン等就農定住」、「米のブランド化」などが上位に挙げられました。

図2-24 後継者の有無について（農業を継ぐかどうか）

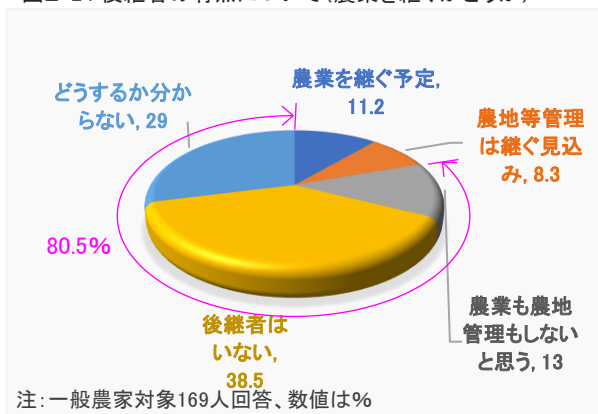
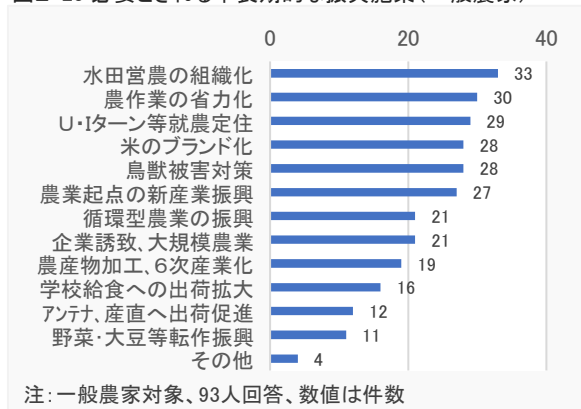


図2-25 必要とされる中長期的な振興施策（一般農家）



(2) 中山間地域等直接支払協定地区代表者

- 水田農業を維持する上での問題と組織化について
 - ・水田農業を続ける上での問題として、「米価低迷」、「畦畔管理（草刈）」、「機械更新費用」及び「農業資材価格高騰」が上位に挙げられました。（一般農家と同様）

- ・集落営農の組織化では、「集落営農の法人化」、「農作業受委託」、「機械の共同利用」に各4割程度の回答が集まりましたが、「取組不要」とする意見も2割程度ありました。
- 中山間地域等直接支払制度等について
 - ・今後10年の活動について、全体の4割が「支障が生じる可能性が高い」と回答し、同制度に継続的に取り組むための条件として「事務負担の軽減」が挙げられました。
- 吉賀町の農業振興施策（短期、中長期）
 - ・中長期施策では、「農作業等省力化（スマート農業）」が最も多く、「U・Iターン等就農定住」、「農を起点とした新産業創出」などが上位の回答として挙げられました。

(3) 認定農業者等

- 農業後継者の確保等について
 - ・23経営体のうち12経営体は「後継者確保の見込みは立っていない」と回答しています。（うち、売上1千万円以上が7経営体、経営面積10ha以上が5経営体）
- 経営規模の拡大・縮小等について
 - ・13経営体が「現状維持」、9経営体は「規模拡大」、1経営体が「規模縮小」と回答しています。
- 環境に配慮した農業について
 - ・今後の取組意向では、「減農薬・減化学肥料による栽培」（55%）が多く、推進方法としては生産技術面や販売対策などを含め「段階的な推進」と回答した割合が高くなりました。
- 農産物等の販売先について
 - ・米、施設野菜の販売は、図2-26、図2-27に示すとおり、特定の売り先に集中することなく、様々なルートで販売されていることが分かりました。
- 生産基盤の保全、整備について
 - ・生産基盤の整備では、「スマート農業導入のための基盤整備」と回答した割合が最も高く、次いで、「用水路・排水路整備（改修）」という結果になりました。
 - ・具体的な技術では、「畦畔管理の省力化」が最も多く、次いで「水田の水管理」や「ドローン防除」、園芸部門では、「環境モニタリング」などが挙げられました。
- 吉賀町の農業振興施策（短期、中長期）
 - ・中長期施策では、「U・Iターン等就農定住」、「農作業等省力化（スマート農業）」及び「循環型農業の推進」が上位に挙げられました。

図2-26 米（精米、玄米）の売り先（認定農業者等）

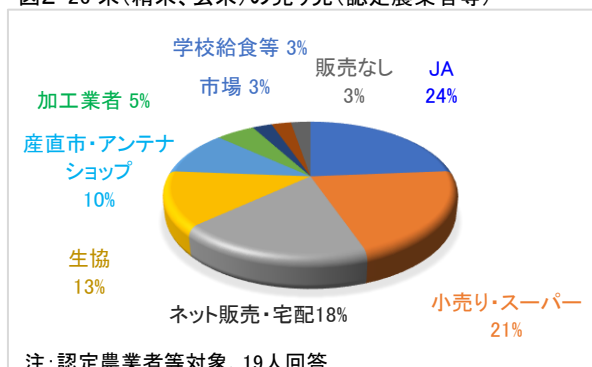
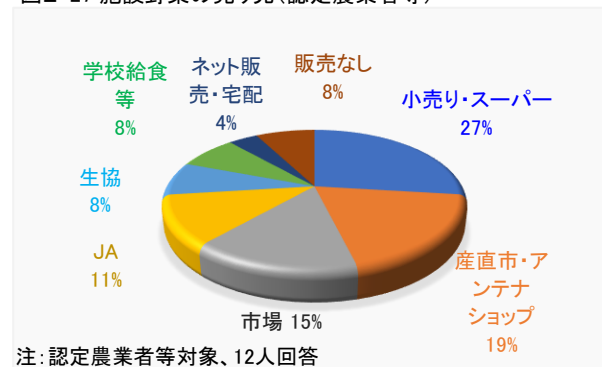


図2-27 施設野菜の売り先（認定農業者等）



また「水田農業の組織化」も短期施策では9位（15%）でしたが、中長期施策としては6位（28%）と上位に挙げられました。

図2-28 後継者の確保について(販売額規模別)

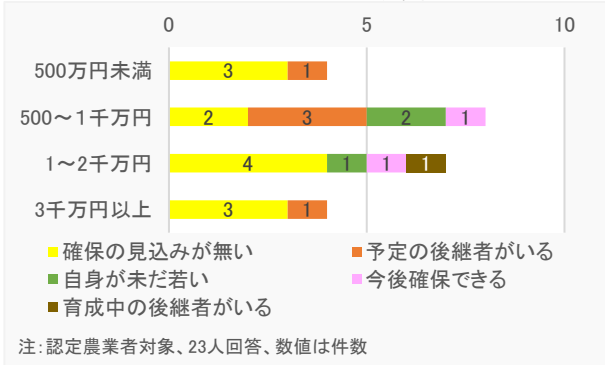
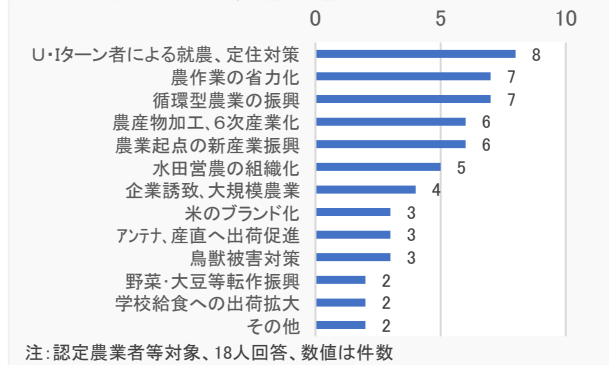


図2-29 必要とされる中長期的な振興施策



(4) 町民(非農家)

■ 町内産農産物等の購入について

- 町内産農産物の購入先等について、「スーパーを利用」する割合が圧倒的に多く、「産直市での購入」は「頻繁に利用」及び「ときどき利用」を合わせて半数程度にとどまっています。

■ 地産地消の取組等について

- 地産地消の取組で期待することでは、「直売施設等での地元農産物の購入（購入機会の拡大）」と「学校給食等への地元農産物の供給拡大」の2点が挙げられました。

■ 環境にやさしい農業等について

- 期待する取組では、「減農薬・減化学肥料による栽培」と回答した割合が44%、「有機農業」は23%となりました。

■ 吉賀町の農業振興等について

- 吉賀町の農業で危惧することとして「農業の衰退、農地の荒廃」と回答した割合が最も多く、次いで「イノシシ等出没、獣被害」や「農産物の生産供給の減少」との回答が多い結果となりました。
- 吉賀町農業への期待では、「若者が職業として選択できる農業」が1位（6割）、次いで「農地の荒廃防止等」が半数で、このほか「農業を通じた経済活力向上」や「U・Iターン等就農定住促進」など、農地等環境保全だけでなく経済的な活力向上にも期待されていることが分かりました。

図2-30 吉賀町農業について危惧すること(町民)

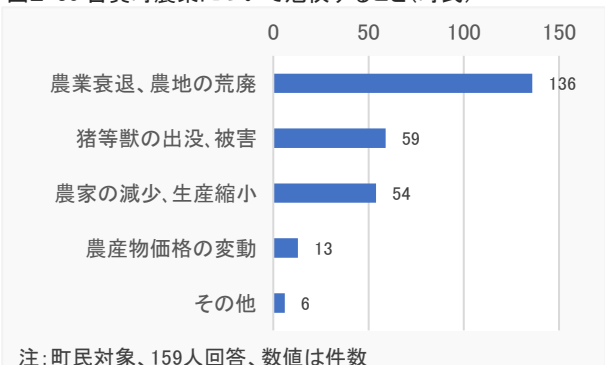


図2-31 吉賀町農業に期待すること(町民)

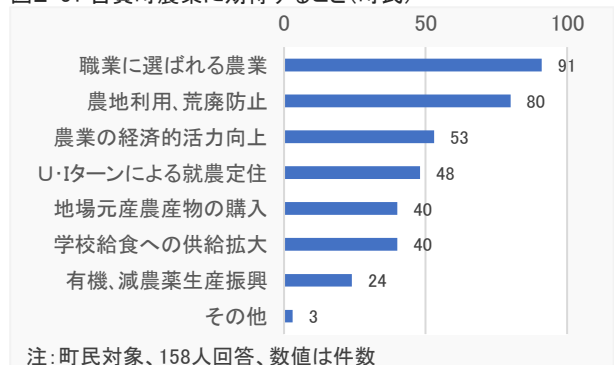


表2-5 農業振興に関するアンケート調査結果まとめ

<p>一般農家(182)</p> <p>水稲(131)、露地野菜(53)、施設野菜(9)、大豆(15) 果樹(9)、お茶(8)、花き(3) 繁殖牛(1)、その他(18) ※重複あり</p> <p>*70代の75%は同居世帯員が2人以下 *80代の80%が同居世帯員が2人以下(うち3割が1人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 後継者の有無 「いる」⇒20% 「いない」⇒52% 「分からない」29%⇒8割 ※8割の半数は、70歳以上で世帯員2人以下 ● 水田農業で困っていること 「畦畔管理(草刈)」⇒62% 「機械の更新費用」⇒50% 「農業資材コスト負担」⇒45% ● 集落営農の組織化意向 「農作業受委託」⇒44% 「集落営農法人化」⇒43% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落営農組織化に向けた課題 「経営が成立するか」⇒54% 「組織運営の継続性」⇒49% 「経営人材の確保」⇒27% ● 道路・水路維持管理の取組 「個々の農家で対応」⇒64% 「中山間直払(共同作業)」⇒35% 「地域独自の共同作業」⇒24% ● 環境保全型農業の取組意向 「有機」⇒19% 「減農薬・減化学肥料」⇒42%
<p>中山間代表 (27)</p> <p>柿木(8)、七日市(6)、朝倉(3) 六日市(5)、蔵木(4) 不明(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業振興の重点施策(短期施策) 1位:鳥獣被害対策(56%) 2位:U・Iターン等就農・定住対策(33%) 3位:水田営農の組織化(31%) 4位:米のブランド化(30%) 	<p>(中長期施策)</p> <p>1位:水田営農の組織化(35%) 2位:作業の省力化(スマート農業)(32%) 3位:U・Iターン等就農・定住対策(31%) 4位:鳥獣被害対策、米のブランド化(30%)</p>
<p>認定農業者等(23)</p> <p>《経営年数》 5年未満(3)、10年未満(3) 20年未満(3)、20年以上(14)</p> <p>《売上》 500万円未満(4) 家族、法人 1000万円未満(8) 家族、法人 2000万円未満(7) 家族、法人 5000万円未満(2) 家族、法人 5000万円以上(2) 法人</p> <p>水稲(17)、水稲受託(8) 大豆・WCS等(6)、 施設野菜(9)、露地野菜(8) 酪農(1)、養鶏(1) その他(6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水田農業で困っていること 「畦畔管理(草刈)」⇒70% 「機械の更新費用」⇒52% 「鳥獣被害」「農業資材コスト負担」⇒48% ● 集落営農の組織化意向 「農作業受委託」⇒38% 「集落営農法人化」⇒38% 「機械の共同利用」⇒38% ● 農業振興の重点施策(短期施策) 1位:鳥獣被害対策(55%) 2位:米のブランド化、販売促進対策(40%) 3位:作業の省力化(スマート農業)、産直市等販売促進、U・Iターン等就農(30%) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落営農組織化に向けた課題 「組織運営の継続性」⇒60% 「経営が成立するか」⇒56% 「現状で良い人が多い」⇒32% 「経営人材の確保」⇒32% ● 10年以内に共同活動に支障が出るか 「現状で維持できる」⇒12% 「多少の支障がでる」⇒50% ● 農業振興の重点施策(中長期施策) 1位:作業の省力化(スマート農業)(48%) 2位:U・Iターン等就農・定住対策(39%) 2位:農業を起点の新産業(39%) 4位:水田営農の組織化、米のブランド化(30%)
<p>町民(168)</p> <p>柿木(47)、七日市(29)、朝倉(28) 六日市(39)、蔵木(25) 40未満(32)、40代(31)、50代(18)、60代(27)、70代(39)、80以上(20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 後継者の有無 「いる」⇒35% 「確保の見込み無し」⇒52%、「自身が若い」⇒13% ● 今後の経営意向 「拡大」⇒39% ※農地借入意向 48ha程度 「現状維持」⇒57% 「縮小」⇒4% ● 農業経営の課題 「機械、設備の更新」⇒78% 「資材コスト低減」⇒70% 「生産技術向上等」⇒57% ● 農業振興の重点施策(短期施策) 1位:米のブランド化、販売促進対策(50%) 2位:鳥獣被害対策(45%) 3位:野菜や大豆等転作の収益向上(40%) 4位:作業の省力化(スマート農業)(35%) 5位:産直市等販売促進、循環型農業(25%) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落営農組織化に向けた課題 「組織運営の継続性」⇒67% 「経営が成立するか」⇒33% 「オペレーター、労働力確保」⇒28% ● 環境保全型農業の取組意向 「有機」⇒18% 「減農薬・減化学肥料」⇒55% ● スマート農業への関心 「草刈」⇒64% 「水田水管理」⇒55% 「ドローン防除」⇒45% ● 環境に配慮した農業の強化(期待) 1位:減農薬・減化学肥料(44%) 2位:有機農業(23%) 3位:安全基準をクリア(14%) ● 吉賀町の農業振興に対する期待 1位:若者が職業として選択できる農業(58%) 2位:農地利用、営農の持続性(51%) 3位:経済的な活力向上(産業発展)(34%) 4位:Iターン等就農定住(30%) 5位:地産地消(25%)

2. 新規就農者の受け入れ等について(ヒアリング調査)

平成22年以降、各種施策を通じて新規就農者の受け入れを進め、一定の成果を挙げてきています。

今後も引き続き効果的な新規就農者の育成・確保対策に取り組むため、支援施策を活用して就農したU・Iターン者を対象に、就農地として本町を選定した理由や就農研修のしくみ、支援施策に対する要望等についてヒアリング調査を行いました。(令和4年11月、4人)

以下は、ヒアリング結果を踏まえた就農受け入れに係る取組課題のポイントです。

【新規就農者の受け入れ拡大に向けた取組課題】

- ✓ 就農先として吉賀町が選ばれた理由としては、様々な複合的要因が挙げられたなかで、共通のキーワードとして、「有機農業」「個別経営(初期投資の規模)」「受け入れ実績(県等の紹介・関係者の勧め)」などが挙げられた。(本町の優位性)
- ✓ 「有機農業」「個別経営」を可能とする体制として、「研修を受け入れる指導体制(認定農業者等)」や「有機農産物を有利販売できる環境(販路)」が大きな要素として挙げられた。
- ✓ 今後、安定した経営を目指す上で、または、さらに新規就農者を受け入れていく上での課題として、特に、有機農業の場合は、「継続的に有利販売できる販路の確保」が挙げられ、「農地の確保とあわせて同一地域内での住居の確保」も重要な要素として挙げられた。



【デパートの吉賀町産品コーナー】

【スーパーの吉賀町産品コーナー】

第4節 吉賀町農業の振興課題

1. 農業振興課題

(1) 水田農業を主とした、米、土地利用型作物、園芸作物の生産性、収益向上

- 主食用米とともに、他の土地利用型作物も含めた生産性・収益性向上をどう進めるか
- 環境保全型農業(有機農業含む)の取組を拡大し、収益向上にどう結び付けるか
- 農産物の有利販売に向けて流通販売体制をどのように強化するか

- ・ 主食用米の収益性向上に向け、食味の良さを生かした米の有利販売、有機栽培米等の生産振興や稲作コストの削減等の取組をどのように展開していくかが課題です。
- ・ 水田農業の所得向上、経営安定に不可欠な非主食用米や大豆等の生産拡大に向け、生産体制の整備、スマート農業技術の導入等により生産性をいかに向上させるかが課題です。
- ・ 水田を活用した園芸作物の生産性、収益性向上に向けた取組を強化する必要があります。
- ・ 吉賀町農業の特徴として、有機農業を含む環境保全型農業の取組を拡大するため、省力化技術の導入や農産物の有利販売を行い、所得向上に結び付く経営を確立していく必要があります。また、関連認証等の手続きなど事務負担の軽減も課題です。
- ・ 現状の流通販売体制のさらなる強化に向け、今後の担い手育成や産地化等の方向を見据えつつ、必要な機能、役割等を検証し、最適な流通販売体制を構築する必要があります。

(2) 農地を維持し、産地を支え高めていくための担い手の確保・育成

- 水田を主に農地を維持する主要な担い手として集落営農の組織化をいかに進めるか
- 認定農業者等の規模拡大、新規就農者の受け入れ拡大、早期経営安定及び定着をいかに進めるか

- ・ 農業の担い手として集落営農の組織化を進める必要があります。あわせて、集落営農を支える多様な担い手を持続的に確保していくことも課題です。
- ・ 認定農業者等の経営安定、規模拡大、必要に応じて経営継承等を促す必要があります。
- ・ 今後も新規就農者の受け入れ、定住を進めていくため、立地条件、産地戦略等に合った経営モデルを確立し、スムーズな就農者の受け入れと早期の経営安定、定着を促すしくみを構築する必要があります。

(3) 生産性の高い営農基盤の整備、農業・農村の良好な環境の保全

- 農地、農業用施設を良好に保全し、利用を促進するための取組をいかに効果的に進めるか
- 農業の生産性向上と担い手の確保・育成を進めるため、営農基盤の整備とともに農地の集積、集約化をいかに進めるか

- 農地や農業用施設等を良好に保全するために、国等による制度の活用とともに、集落営農の組織化等も含めた対策を進めていく必要があります。
- 環境保全型農業（有機農業含む）の取組についても、集落営農の組織化とあわせ、生産から販売まで、総合的に推進する必要があります。※再掲
- 耕作条件不利地も含め、農地を良好に保全し、利用を促進するため、担い手への農地集積、集約化とともに農作業受委託等の支援体制等を整備する必要があります。
- 鳥獣被害対策では、農家の意識啓発とともに、地域における取組を強化していく必要があります。
- 水田農業の省力化、園芸部門での栽培管理の高精度化など、生産性向上に向けスマート農業技術導入を踏まえた基盤整備を進める必要があります。



【豊かな自然と調和した農業・農地】

2. 課題解決に向けた取組の視点(考慮すべきこと)

● 「環境にやさしい農業」と「経済活力の向上(儲かる農業)」の両立を念頭に施策を展開

- 清流・高津川の上流域に位置し、豊かな自然に囲まれた我が町の基本的なまちづくりの考え方に沿って、農業振興においても、自然環境との調和、環境への負荷を抑え、自然生態系を活かした農業を取組の基本とします。
- 農家の高齢化、担い手不足が深刻になり、地域農業を支える担い手は少数の認定農業者等に移行しつつありますが、農業を取り巻く環境が一層厳しくなるなかでも、次代を担う若者が夢をもって農業を選択し、職業として就農できるよう収益性を重視した農業を目指す必要があります。



- 農業振興ビジョンでは、環境にやさしい農業と経済活力の向上(儲かる農業)の二つを両立させることを念頭に、農業振興施策を進める必要があります。



【有機農業のほ場】

第3章

吉賀町の農業振興の基本方針

第1節 農業の将来像と基本目標

第2節 農業振興の施策体系

第1節 農業の将来像と基本目標

1. 将来像

持続可能で活力ある農業の実現

- これまで培われ、引き継がれてきた技術や経験、農地等の生産基盤とともに、豊かな自然環境など、吉賀町ならではの特徴を生かしつつ、自然生態系の機能を活かしながら環境への負荷を抑えた農業の実現を目指します。また、経済的にも自立し、持続可能な農業を実現するとともに、若者が希望を抱き意欲的に取り組むことができる魅力ある農業、小規模でもやりがいを感じて取り組むことができる活力ある農業の実現を目指します。

2. 基本目標

(1) 消費者の信頼と需要に応える持続可能な産地づくり

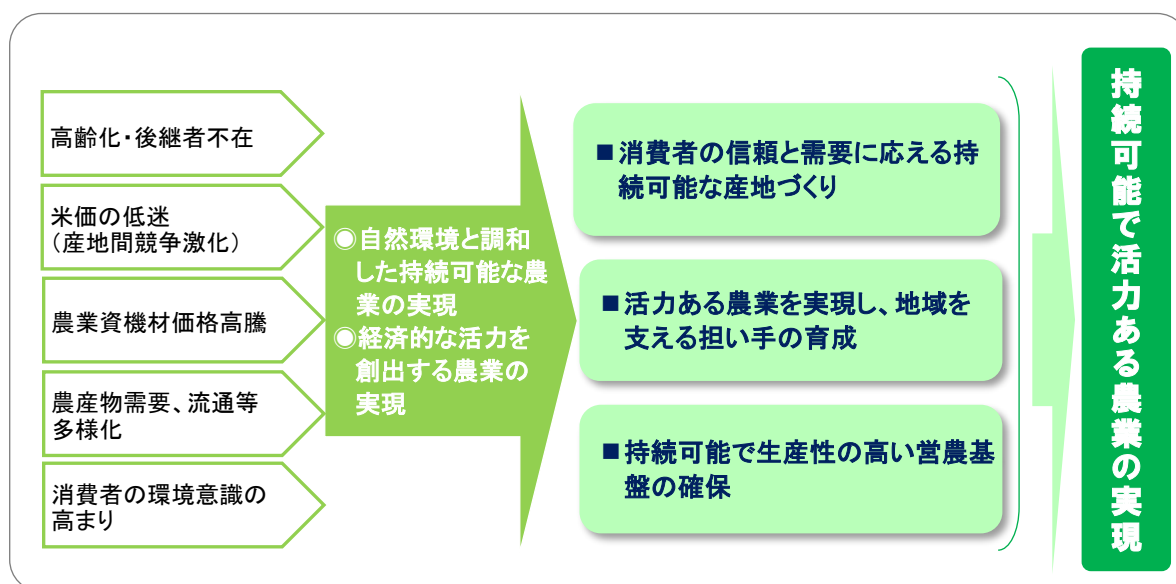
- 消費者が求める安心・安全で良質な農産物を有利販売することで環境面でも経済的にも持続可能な農業を実現します。
- 主食用米の収益性向上の取組や非主食用米、大豆の生産拡大を図り、所得向上や経営安定に結び付く水田農業を促し、農産加工等の取組を通じた需要の創出、農産物の付加価値向上を実現します。
- 消費者の需要に応えるため、農産物の集出荷・物流等の体制の強化を図り、地産地消による地域内流通や商談会等を通じた販路の確保・拡大を進めることで、持続可能な消費の拡大につなげます。

(2) 活力ある農業を実現し、地域を支える担い手の育成

- 産業として魅力ある農業を実践し、産地をリードする担い手を確保・育成します。
- 水田農業の中心的な担い手として、集落営農の組織化を促し、地域農業の持続的な発展を実現します。
- 集落の営農を支える、小規模ながらも農地を守り活用する多様な担い手を確保・育成します。

(3) 持続可能で生産性の高い営農基盤の確保

- 集落共同の活動を基本に、関連制度の活用とあわせて、農地をはじめ農道、農業用水路等の機能が将来にわたって良好に維持保全され、また、鳥獣による農作物被害を防止するための取組を促進します。
- 農地の集積、集約化や農作業の省力化等に資する基盤整備等を進め、担い手等による農業の生産性向上を促進します。



第2節 農業振興の施策体系

- 3つの施策課題を柱として、以下の体系に沿って、各施策を関連付けながら効果的な取組を進めます。

施策課題 (目標)	施策の展開方向(※取組のねらい)	
持続可能で活力ある農業の実現 I 消費者等の信頼と需要に応える持続可能な産地づくり	1. 地域特性を活かした、環境にやさしく収益性の高い農業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ①環境に配慮した農業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素化、生物多様性保全に資する農業の確立に向けた環境保全型農業(有機農業、特別栽培)の取組拡大 ②安心・安全な農産物の販売促進 <ul style="list-style-type: none"> ●有機農産物、特別栽培農産物等の販路確保拡大、販売力強化 ●地産地消の推進(少量多品目の生産、出荷) ③収益性の高い米、大豆等の生産振興 <ul style="list-style-type: none"> ●主食用米の有利販売、生産の省力化、軽労化、低コスト化 ●需要に応じた非主食用米及び大豆等の生産拡大 ④水田を活用した園芸作物の生産振興 <ul style="list-style-type: none"> ●水田農業の所得向上に向けた園芸作物の生産拡大 ●認定農業者等による生産性が高い園芸拠点づくりの取組強化 ⑤地域資源を活用した商品開発、付加価値の創出 <ul style="list-style-type: none"> ●農産加工等を通じた付加価値向上による所得向上 ●農商工連携等を通じた資源活用、新たな産業創出 	
	1. 地域農業の中心となる担い手の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ①認定農業者、認定新規就農者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ●U・Iターン等新規就農者の受け入れ、早期経営安定 ●地域農業の中核的担い手となる認定農業者等の経営安定、規模拡大、経営継承等促進 ②集落営農組織の育成 <ul style="list-style-type: none"> ●地域の農業、農地を守り、発展させる集落営農組織の育成 ●集落営農の組織化、法人化促進 	
		2. 地域を支える農業者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ①地域農業を支える就農者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ●半農半X(兼業農家)等の地域農業を支える多様な担い手を確保
	III 持続可能で生産性の高い営農基盤の確保	1. 農地の保全、農村環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①農地維持・保全管理のしくみづくり <ul style="list-style-type: none"> ●日本型直接支払制度の活用による維持・保全活動の拡大 ●農地の維持・保全に係る負担軽減に向けた農作業受委託体制 ②鳥獣被害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●鳥獣による被害を防止するための体制整備 ●野生動物の行動調査、防除・捕獲(駆除)対策
		2. 農業生産基盤等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①農業生産基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ●集落営農の組織化、農地の集積・集約化のための「地域計画」作成 ●生産性向上のための基盤整備

図3-1 施策の展開イメージ



*GNSS

「Global Navigation Satellite System」の略。衛星を使った測位システムの総称。スマート農業の普及とともに農業分野で利用が広がっている測位システムでは、専用基地局を設けることなどによって測位精度を高め、トラクターや田植機等の農業機械の自動走行に活用されている。



【大井谷の棚田】

第4章

農業振興施策の展開

- 施策課題1 消費者等の信頼と需要に応える
持続可能な産地づくり
- 施策課題2 活力ある農業を実現し、地域を
支える担い手の育成
- 施策課題3 持続可能で生産性の高い営農
基盤の確保

施策課題1 消費者等の信頼と需要に応える 持続可能な産地づくり

1. 取組の現状と課題

(1) 水田農業（土地利用型作物）

【主食用米(有機栽培含む)】

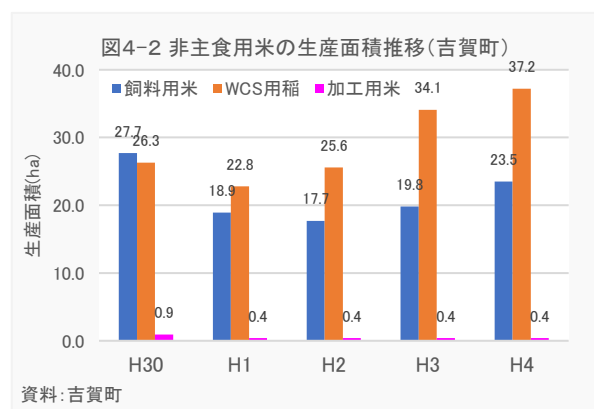
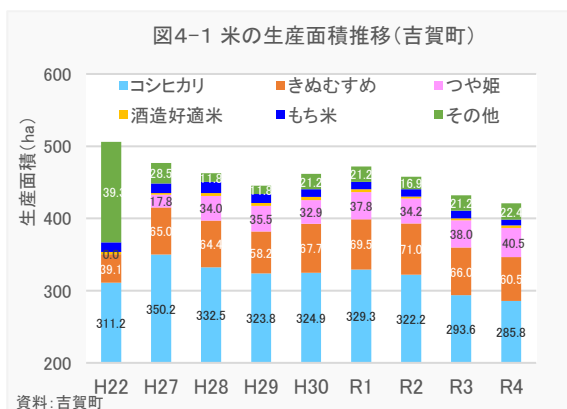
- 農業従事者の高齢化と米価低迷等を背景に、主食用米の生産は減少傾向にあります。
- 中食・外食の安定した需要を背景に、主食用米の品種構成は「コシヒカリ」から「きぬむすめ」、「つや姫」に移行しつつあります。
- 平成27年度から「米のブランド化事業」に取り組み、食味鑑定コンクールでは高い評価を受けるなどの成果も現れていますが、効果が全町的に波及していない状況もあります。
- 主食用米の有機栽培の拡大によって、学校給食へは有機栽培の米を100%供給していますが、生産のさらなる拡大や産地化には至っていません。

【非主食用米、大豆】

- 飼料用米、WCS用稲、大豆の生産は供給先の確保や作業受委託体制の整備により、生産面積が拡大し、水田農業の経営安定に大きく貢献しています。
- WCS用稲の生産では収穫作業量が作業受託者の許容作業量に至っている状況などもあり、生産面積の拡大が難しい状況です。
- 大豆は、農業公社の作業受託体制等を通じて個別農家を含めて生産拡大を図ってきましたが、排水不良や雑草等への対策等に問題を抱える状況があります。
- 国が飼料や大豆等の国内生産の拡大に向けた施策強化の方針を示すなかで、こうした情勢を踏まえた取組を進める必要があります。

【施策課題】

- ◆主食用米の食味の良さを生かした米の有利販売を進めるため、環境保全型農業（有機栽培含む）による米の生産拡大や吉賀町産米のブランド化をどのように展開していくかが課題です。
- ◆水田農業の所得向上、経営安定に不可欠な非主食用米や大豆等の生産をいかに拡大し、生産性の向上を図るかが課題です。（農地利用、農作業受委託体制、流通販売等）



(2) 園芸作物

【野菜(重点品目)】

- ・キャベツ、ブロッコリー、ミニトマト、わさびについて、認定農業者（法人、個人）を中心に生産拡大が進んでいます。
- ・認定農業者等の一部では生産面積の拡大が進む一方、生産性の低さから集落営農組織による生産が伸び悩んでいる状況があります。
- ・施設栽培のミニトマトは、わさびとの組み合わせにより新規就農者の経営モデルに位置付けられていますが、初期投資の負担とともに生産性に問題を抱え、経営安定に苦慮する状況もあります。

【野菜(有機栽培含む)】

- ・新規就農者を中心に有機栽培による野菜の生産は拡大しつつあります。
- ・実地研修受け入れ農家、指導体制の充実により、これまで築かれてきた販路を基礎として収益性の高い経営を実現しつつある経営体がある一方、生産性に問題を抱え、経営安定に苦慮する例もあります。

【施策課題】

- ◆集落営農の組織化とあわせて、農業の経営安定を図る上では、水田を活用した野菜等の生産性、収益性向上をいかに進めるかが課題です。
- ◆今後さらに、U・Iターン等による就農定住者を受け入れていくには、生産から販売まで含めた新規就農者の有機農業等の経営モデルを確立していくことが課題です。

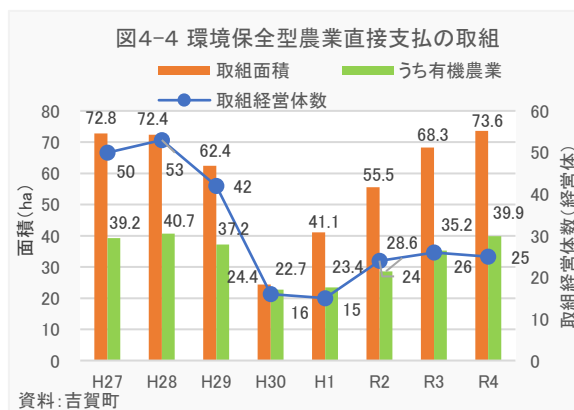
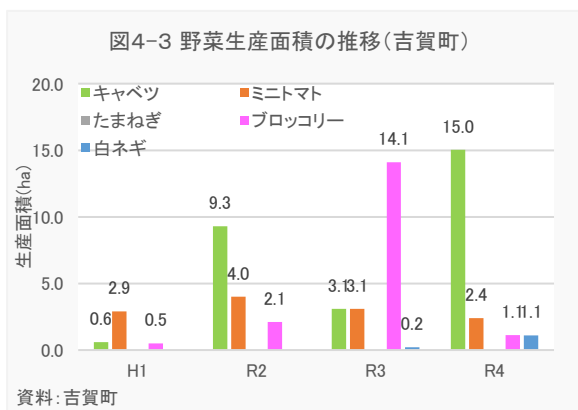
(3) 環境保全型農業

【作物全般】

- ・環境保全型農業直接支払制度の活用は、制度見直し（GAPの要件化等）によって平成30年度の面積は大幅に減少しましたが、意欲的な生産者の取組とともに現状は74ha（うち有機栽培40ha）まで拡大しています。
- ・有機栽培も含め環境保全型農業の取組に関心の高い農家も多い一方で、技術面や販売面を課題とする見方もあります。（アンケート調査結果）

【施策課題】

- ◆環境保全型農業（有機農業含む）の取組についても、集落営農の組織化とあわせ、生産から販売まで総合的に推進する必要があります。



(4) 流通、販売

【野菜等販売】

- ◆野菜等の流通販売は、生産者や作物等によって、市場や道の駅、生協、アンテナショップ、学校給食、スーパー等に適宜出荷され、小規模農家が生産する少量多品目の販路も確保されています。
- ◆市場流通では評価され難い有機農産物（特に、新規就農者による生産）についても、現在は、生協などの確立された販路があり、経営安定を図る上では重要な位置付けにあります。
- ◆今後、新規就農者の受け入れや現在の経営体の規模拡大を進める上で、現状の販路だけでは売り先の確保に問題を抱える状況も予想されます。有機農業の産地強化の動きとともに需要拡大だけでなく、流通・販売環境の変化も懸念材料となっています。
- ◆全体として、様々な販路が整備、確保されている一方で、流通方法やコスト面、販売戦略等において全体としての効率化、物流・販売の最適化に向けた改善の余地はあると思われます。

【施策課題】

- ◆出荷品目や出荷量及び産地化等の展開方向等を踏まえ、流通・販売戦略及び体制について、全体として最適化をいかに図るか、流通体制等の再構築が課題となっています。
- ◆新規就農者による有機農業等経営規模の拡大、さらなる受け入れの増加に対応するため、特に、有機農産物等の新たな需要の掘り起こし、販路拡大をいかに進めるかが課題です。



【産直物産館やくろ】



【道の駅かきのきむら】



【吉賀町アンテナショップ（廿日市市）】

2. 施策の展開

I-1 地域特性を活かした、環境にやさしく収益性の高い農業の振興

《ねらい》

- 本町の農業の特徴である環境にやさしい農業の取組を強化し、農業所得の向上、経営安定に結び付けるため、環境保全型農業の生産性向上、農産物の有利販売の実現に向け、生産から販売までの関連施策を強化します。
- 水田農業の収益性向上に向けて、主食用米の有利販売を図り、非主食用米や大豆等土地利用型作物、野菜等園芸作物の生産性向上・生産拡大を促進します。
- 農産物の付加価値化や地域内での需要の確保、拡大を図るため、農産加工の取組を促進します。

《施策展開》

(1) 環境に配慮した農業の振興

- 地球温暖化防止（脱炭素化）や生物多様性保全に資する農業の確立に向け、主食用米や野菜の生産について、環境保全型農業（有機栽培、特別栽培）の取組拡大に向けた施策の展開。

- 環境保全型農業直接支払制度の活用等支援（土壌分析に基づく適正施肥促進、堆肥投入等支援等）
- 有機農業の技術の普及（農業塾開催、認証取得支援、参加型認証システム（PGS）*導入支援）

(2) 安心・安全な農産物の販売促進

- 有機農産物、特別栽培農産物等の販路の確保・拡大、多様な生産に対応した販売力強化に向けた施策の展開。
- 多くの町民が町内産農産物を容易に購入できるよう少量多品目の生産、出荷に係る施策の展開。（地産地消の推進）

- 農産物等の集出荷・物流等体制強化の支援
- 有機農産物の販路確保、拡大に向けた協議等の促進、支援
- 主食用米の収益性向上の取組
- 地産地消の取組拡大支援（農産物等生産、供給拡大のための体制整備支援）

*参加型認証システム（PGS）

PGSIは、Participatory Guarantee Systemの略。参加型認証システムは有機農産物の品質保証システムの一つ。地域の生産者や消費者など多様な関係者が参加し、有機栽培が適切に行われているかを点検、認証しあうしくみ。国際有機農業運動連盟（IFOAM）が小規模農家向けの有機認定のしくみとして推進している。

(3) 収益性の高い米、大豆等の生産振興

- 水田農業の生産性向上に向けた、作業の省力化、軽労化、低コスト化に係る施策の展開。（集落営農の組織化に向けた農地の利用集積、集約化、ほ場整備の推進）
- 主食用米の収益性向上のための生産及び販売体制等の整備支援。
- 集落営農の組織化とともに需要に応じた非主食用米、大豆等の生産拡大に向けた施策の展開。

- ・「地域計画」の策定に向けた地域合意形成、集落営農の組織化支援
- ・スマート農業技術の導入支援(水田の水管理、除草、省力化・軽労化機械設備等導入)
- ・主食用米の収益性向上の取組(推進体制整備、販売促進の強化)
- ・需要に応じた大豆等の戦略作物生産拡大に向けた取組支援(戦略作物助成、生産体制整備等)

(4) 水田を活用した園芸作物の生産振興

- 水田農業の所得向上に向けた園芸作物の生産振興に係る施策の展開。
- 認定農業者等による生産性が高い園芸拠点づくりに係る施策の展開。

- ・生産体制の強化支援(園芸用ハウス・設備導入支援、排水対策等支援)
- ・野菜等の生産・販売強化につながる施設園芸拡大に向けた取組に対する支援
- ・スマート農業技術等の導入支援(環境モニタリング、温室開閉等遠隔操作等)

(5) 地域資源を活用した商品開発・付加価値の創出

- 農業の所得向上、農産物の付加価値化に資する農産加工、農商工連携等を通じた商品開発、販路拡大等の取組に係る施策の展開。

- ・地域農産物等の有効利用・付加価値向上に向けた農産加工の取組拡大等に対する支援
- ・大豆等土地利用型作物の需要掘り起こし、農産加工による付加価値化の取組等支援(農商工連携促進、商品開発、販路拡大に向けた商談会等)



【アイガモ農法による水稻栽培】



【吉賀町産大豆の味噌加工】

3. 取組目標

《取組目標（指標）》

表4-1-1 地域特性を活かした、環境にやさしく収益性の高い農業の振興

項目	現在	目標	
	R3	R8	R13
環境保全型農業直接支払取組面積	68ha	80ha	90ha
有機農業取組面積	67ha	70ha	73ha
大豆(黒大豆含む)、飼料用米、WCS用稲	64.7ha	75.0ha	75.0ha
キャベツ、ブロッコリー(露地)	17.4ha	17.9ha	18.3ha
ミニトマト、わさび(ハウス)	4.9ha	5.0ha	5.2ha

注:有機農業取組面積の現在は2020年、目標は2025年、2030年の各センサスによる大豆、キャベツ等野菜生産面積は、水稻生産実施計画書(営農計画書)による

【環境保全型農業（冬期湛水）の取組】



【水田を活用したキャベツ生産ほ場】

施策課題2 活力ある農業を実現し、地域を支える担い手の育成

1. 取組の現状と課題

(1) 認定農業者等の育成

【認定農業者、集落営農組織】

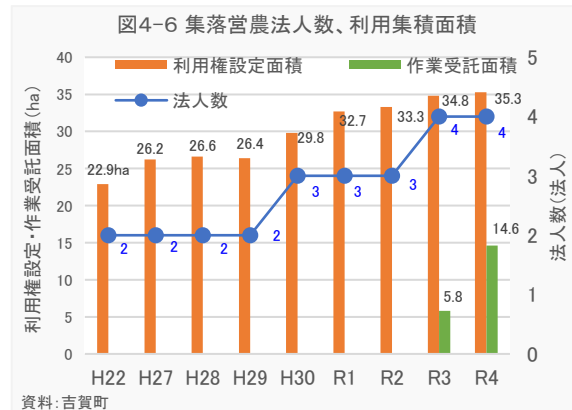
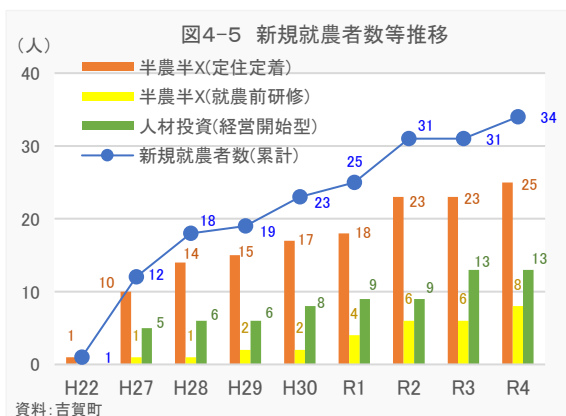
- ・認定農業者数は、集落営農の法人化や新規就農者からの移行などにもなって増加傾向にあります。一方では、高齢化が進み、比較的安定した経営体でも後継者の確保に苦慮している状況があります。（アンケート調査より）
- ・集落営農法人は4経営体（令和5年1月現在）となっています。任意の集落営農組織も含め高齢化によって今後の運営継続が危惧される組織もあります。
- ・後継者不在の多くの農家では、農業の担い手として集落営農の組織化の必要性を認識する一方で、法人を設立した後の運営（人材確保、経営収支）を危惧する意見もあります。

【新規就農者】

- ・新規就農者の育成については、国や県の施策を効果的に活用し、町の支援事業や研修受け入れ体制の強化策等を行うことで、U・Iターンによる多くの若者を受け入れています。この10年間で延べ34人（施策対象者）を受け入れており、町の農業、地域を支える人材確保に大きな期待が寄せられています。一方で、集落活動への参加に消極的な状況が見受けられるなど、懸念材料もあります。
- ・特に、有機農業による就農実績は県関係機関・団体等に広く知られることで、県外からの就農先として本町が選ばれる例もあります。一方で、経営安定や認定農業者へのステップアップに向けて、どのような支援が有効か、見直しも含めた検討が求められます。

【施策課題】

- ◆農業の担い手確保、収益性向上に向け、集落営農の組織化を進める必要があります。
- ◆認定農業者等の経営安定、規模拡大、必要に応じて経営継承等を促す必要があります。
- ◆今後もU・Iターンによる新規就農者を受け入れ、定住を促進していくため、早期の経営安定、定着に結び付く支援体制を再構築していく必要があります。あわせて、集落活動等への参加を促すための取り組みも課題です。



(2) 小規模農家等の維持、発展

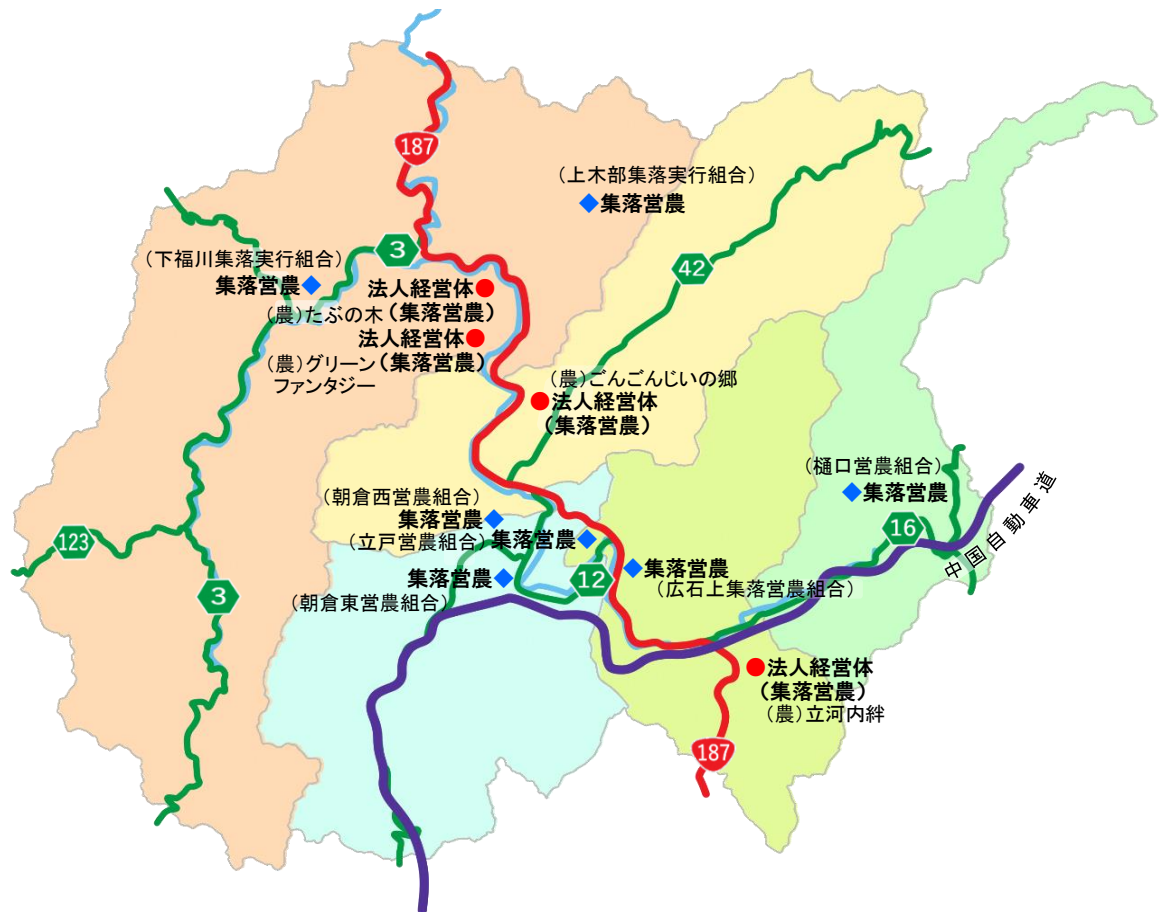
【販売農家、自給的農家等】

- 販売農家を中心に、産直市等を販路として、少量多品目の生産に取り組み農地利用の促進、耕作放棄地の発生抑制に一定の効果が出ています。
- 米価低迷や高齢化の進行によって、販売農家の減少傾向が続いています。
- 集落営農の組織化を進める上でも、農地や農業用施設の維持管理等を支える農家、労働力の確保が危惧されています。

【施策課題】

- ◆ 小規模でも農地を有効利用し、地産地消を支える農家を確保・育成していく上で、少量多品目の生産、販売に取り組む農家を継続的に確保していくことが課題です。
- ◆ 高齢・小規模農家が農地を良好に保全するための体制等整備も必要です。
- ◆ 集落営農や集落共同活動に参加する多様な担い手を継続的に確保・育成していく必要があります。

図4-7 集落営農の組織化の現状



2. 施策の展開

Ⅱ-1 地域農業の中心となる担い手の確保・育成

《ねらい》

- 産業として魅力ある農業を実践し、産地をリードする担い手を確保するため、新規就農者の受け入れ、認定農業者の経営安定、拡大等を促進します。
- 水田農業の収益性向上とともに、中心的な担い手を確保・育成するため、集落営農の組織化を促進します。

《施策展開》

(1) 認定農業者、認定新規就農者の確保・育成

- U・Iターン等による新規就農者の受け入れ、経営の早期安定に向けた施策を総合的に展開し、地域住民としての定住受け入れに係る体制の強化。
- 地域農業の中核的担い手となる認定農業者等の経営安定、規模拡大、経営継承等に向けた施策を展開。

- ・新規就農者の農業体験、就農前研修(農家実地研修)、就農初期の経営安定のための支援(資金、農地・住宅あっせん、技術指導等)
- ・「地域計画」の策定を通じた農地、経営基盤の計画的な確保等支援
- ・生産基盤等強化支援(農業機械施設等導入、法人化促進、スマート農業技術導入等)

(2) 集落営農組織の確保・育成

- 吉賀町の農業において多くを占める水田を中心とした農業の維持、発展に向け、集落営農の組織化、法人化を促すための施策を展開。

- ・「地域計画」の策定、地域合意形成と合わせ、集落営農の組織化、体制整備等支援 ※再掲
- ・営農基盤の強化等支援(ほ場整備、機械施設等導入支援)
- ・土地利用型転作作物等の生産支援

Ⅱ-2 地域を支える農業者の確保・育成

《ねらい》

- 集落の営農を支える、小規模ながらも農地を守り、活用する多様な担い手の確保・育成を推進します。
- 小規模、高齢でも耕作意欲のある農家の生産によって農地の保全、利用を促進します。

《施策展開》

(1) 地域農業を支える就農者の確保・育成

- 半農半X（兼業農家）等の地域農業を支える多様な担い手の確保・育成に向けた施策の展開
- 農地の維持・保全における負担軽減に向けた施策の展開

- ・多様な担い手の確保・育成に向けた支援(U・Iターン等受け入れ、農業体験、研修、農福連携等)
- ・地域農業を支えるしくみとなる地域計画づくりや農地の集積等に対する支援
- ・労働の軽減や持続的な農業経営につながる農作業受委託の体制整備、強化に対する支援

3. 取組目標

《取組目標（指標）》

項目	現在	目標	
	R3	R8	R13
認定農業者数	29経営体	32経営体	34経営体
集落営農組織数 (法人含む)	11団体	15団体	17団体
集落営農法人数	4経営体	6経営体	8経営体
新規就農者数(多様な担い手)	—	10経営体	20経営体

施策課題3 持続可能で生産性の高い 営農基盤の確保

1. 取組の現状と課題

(1) 農地及び農業用施設等保全

【中山間地域等直接支払、多面的機能支払】

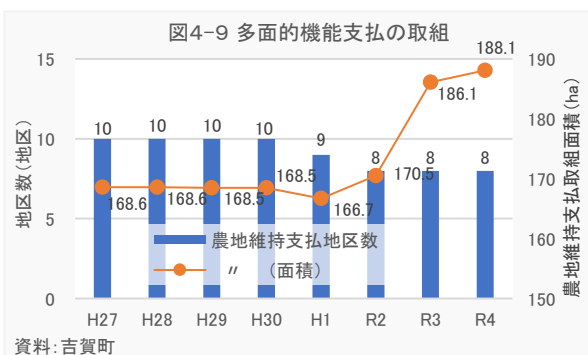
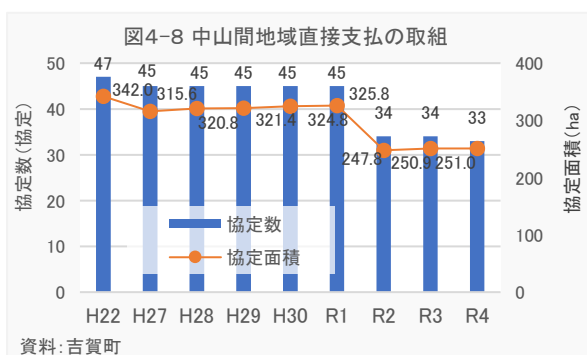
- 中山間地域等直接支払制度の活用は、高齢化等により令和4年現在で33協定、250ha（平成29年45協定、321ha）まで減少しています。また、多面的機能支払制度の取組は、現在8地区、188ha（平成29年10協定、169ha）となっており、地区数は減少しているものの面積は増加しています。
- アンケート調査（中山間地域等直接支払協定地区代表者）では、今後10年以内に「共同活動に支障が生じる可能性が高い」とする回答が約4割あり、継続的な制度の活用の際に「事務の負担」を課題として挙げる意見も多い状況です。
- いずれの制度も高齢化により作業や事務を行う人材の不足が問題となっています。
- また、高齢化等とともに自治会等の機能の低下も共同活動を進めるうえでの支障となっている状況も問題となっています。

【有害鳥獣による農作物被害対策】

- 農業振興の課題として、鳥獣による農作物被害への対策を上位に挙げる農家が多い状況です。（アンケート調査結果）
- 近年は、イノシシ、ニホンザルのほか、ニホンジカの見撃も増えており、必要な対策も多岐に及んでいます。

【施策課題】

- ◆ 高齢化とともに農家の後継者不足が進むなかで、農地や農業用施設等を良好に保全するには、国等の制度活用とともに、集落営農の組織化等も含めた対策を進めていく必要があります。
- ◆ 耕作条件不利地も含め、農地を良好に保全するため、農作業受委託等の支援体制等を整備する必要があります。
- ◆ 鳥獣被害対策では、農家の意識啓発とともに、地域における取組を強化していくことが必要です。
- ◆ 地域の共同活動を促すため、自治会等との連携なども考慮していく必要があります。



(2) 農業生産基盤の整備

【生産基盤整備等】

- 吉賀町の農業振興地域内の農用地等の面積886haに対して、ほ場整備実施済面積は564haです。（対農振農用地面積割合64%）吉賀町の水田の本地率は95%（県内2位）で地形的には条件の良い水田が比較的多いといえます。（ほ場整備効果の高い農地が多い）
- アンケート調査では、用水路・排水路整備（改修）を希望する意見が多く、農地の貸借・農作業受委託を進める上で、老朽化施設管理（補修費等）がトラブル発生の要因となっている現状もあります。
- また、スマート農業技術導入に係る意見も多く、なかでも水田水管理の遠隔制御、畦畔管理（草刈）、ドローン防除、園芸用ハウス環境モニタリング、かん水等遠隔操作などの技術に高い関心があります。

【施策課題】

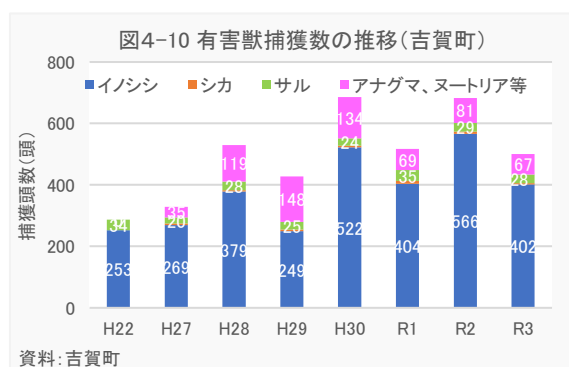
- ◆ 集落営農の組織化や新規就農者及び認定農業者の生産性向上を図るため、担い手への農地集積・集約化をいかに進めるかが課題です。
- ◆ 園芸部門も含め、省力化、栽培管理の高精度化など、生産性向上に向けたスマート農業技術導入を踏まえた基盤整備を進める必要があります。



【鳥獣被害対策のための集落環境点検】



【ほ場整備による大区画化】



2. 施策の展開

Ⅲ-1 農地の保全、農村環境の整備

《ねらい》

- 農作業受委託体制の強化や、集落営農の取組推進により農地保全の負担軽減につながる体制の維持・拡大を進めます。
- 「地域計画」の策定も踏まえながら、日本型直接支払制度*等の活用による農地保全活動の維持・拡大を促進します。また、公民館単位等による広域的な取組や集落営農による取組も視野に入れ、事務負担の軽減や効率的な農地保全の体系づくりを推進します。
- 鳥獣による農作物被害の拡大を防止するため、ニホンジカなど新たな対策とあわせて総合的な防止対策を強化します。

《施策展開》

(1) 農地維持・保安全管理のしくみづくり

- 農地の維持・保全に係る負担軽減（労働及び施設維持費用等負担）に向けた支援体制の強化のための施策を展開
- 地域ぐるみによる農地・農業用施設の維持・保全等活動促進のための日本型直接支払制度等の活用と取組の拡大のための施策を展開

- ・労働の軽減や持続的な農業経営につながる農作業受委託の体制整備、強化に対する支援
- ・中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援(中山間地域等直接支払)
- ・多面的機能を支える共同活動を支援、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援(多面的機能支払)
- ・自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援(環境保全型農業直接支払)

(2) 鳥獣被害防止対策の推進

- 鳥獣による被害を防止するための体制整備・強化に係る施策の展開。
- 野生動物の行動調査と並行し防除と捕獲(駆除)による対策の強化。

- ・ニホンジカ等野生動物の行動調査、野生動物の侵入防止、捕獲(駆除)等被害防止の軽減。鳥獣による農作物被害防止のための資機材等の助成
- ・専門的知識を有する人材確保等の体制づくりの実施

*日本型直接支払

農業の持つ多面的機能(国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など)の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度。多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の3つで構成されている。

Ⅲ-2 農業生産基盤等の整備

《ねらい》

- 地域内外から農地の受け手を幅広く確保するため、町（産業課）や農業委員会のほか、関係機関が参加した地域の話し合いを促し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化します。（「地域計画」の策定）
- 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用権設定等を推進します。
- 集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れ推進とともに、「地域計画」等を踏まえた生産基盤の整備、耕作条件不利地の改善等を推進します。

《施策展開》

(1) 農業生産基盤の整備

- 集落営農の組織化、担い手への農地の集積・集約化のための「地域計画」作成のための体制整備
- 生産性向上のための生産基盤の整備・改善等に係る施策の展開

- ・「地域計画」の策定、合意形成等支援（関係機関、団体等による合意形成支援）
※ 農地の利用集積（中間管理事業等）に際しては、水路、農道等の維持管理に係る負担軽減のための対策等検討
- ・耕作条件の改善等支援（土地改良事業等基盤整備、スマート農業技術の導入）
- ・農道、水路等の適正管理の実施



【ほ場整備によるターン農道】



【鳥獣害防護柵の適正管理（多面的機能支払交付金）】

3. 取組目標

《取組目標（指標）》

項目	現在	目標	
	R3	R8	R13
1号遊休農地*面積 注1	59ha	59ha	59ha
担い手への農地利用集積率 注2	22.7%	36.4%	50.0%
スマート農業技術の導入面積 注3	16.5ha	52.6ha	102ha

注1: 農業委員会の最適化活動の目標設定等における1号遊休農地面積。(遊休農地が現状から増加しないことを目標に設定)

注2: 担い手の農地利用集積状況調査による。(認定農業者、認定新規就農者、集落営農等への集積)

農地の集積に係る目標は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」による。今後の基本的な構想の改訂により目標値が変更することがある。

注3: 自動操舵農機の導入面積、リモコン草刈機による除草面積、ドローン防除機の導入面積等のスマート農業技術を導入した面積。



【遊休農地発生防止のための保全管理
(多面的機能支払交付金)】



【景観形成のための植栽(多面的機能支払交付金)】

* 1号遊休農地

遊休農地は、農地法で定められている法令用語。遊休農地のうち、今後も耕作の見込みのない農地を「1号」、耕作されているが周辺農地より利用の程度が劣る農地を「2号」とし、さらに、「1号」遊休農地を、①草刈などで耕作が可能な農地と②荒廃が進み、基盤整備事業などが必要な農地の二つに区分し、荒廃が比較的軽度な遊休農地を再生の取組対象として、解消の促進を図る狙いがある。市町村の農業委員会は、毎年度、全農地の利用状況を調査することとされている。

第5章

ビジョンの実現に向けて

第1節 推進体制と進行管理

第1節 推進体制と進行管理

1. 推進体制(役割分担)

(1) 推進・検証体制

吉賀町農業振興ビジョンに掲げる将来像の実現、目標の達成に向けた各種施策の取組を着実に実行していくため、農業者、農協、農業委員会、関係団体、町（産業課）等で構成する吉賀町農業再生協議会において、ビジョンに掲げられた施策や取組状況について検証していきます。

(2) 農家、農業団体の役割について

農業者は、安全・安心な農産物を生産と出荷に取り組み、町民、学校、福祉施設等を始めとする消費者に供給するとともに、農地や農業用施設等の農村資源を良好に維持・保全するため、集落で協力し、また、後継者への活動参加や営農の継承に努めます。

J A等の農業団体は、構成員や農業者、行政等の関係機関のみならず、広く消費者と連携し、消費者と農業者相互の信頼関係の構築に向けた橋渡しを行うとともに、営農指導や有利販売に向けた取組の推進によって農業者を支援する役割を担います。

(3) 吉賀町庁内及び関係機関等連携について

町は農業関係部署に限らず、教育、商工など関係部署と連携を図り、総合的な取組を進めます。

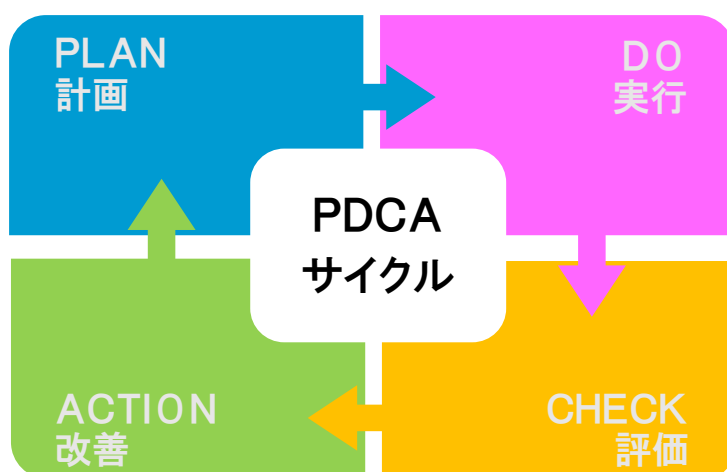
あわせて、農業者、消費者、農業団体、事業者などと緊密に連携し、施策の推進に必要な組織体制や支援制度などを整備し、各種事業を着実に実施・推進し、農業・農村の振興に寄与する役割を担います。

また、町は、ビジョンの内容とともに推進状況について、ホームページをはじめ様々な方法によって周知を図ります。

2. 実現に向けた進行管理

吉賀町農業振興ビジョンに掲げる取組状況は、各年度末に整理し、進捗状況进行评估するとともに、必要に応じて事業内容の対応策について改善を図っていきます。

また、計画中間年に相当する令和8年では、社会情勢、国の政策動向等を踏まえ、必要に応じて計画（目標）の見直しを行います。



吉賀町農業振興ビジョン

発行 吉賀町

編集 吉賀町 産業課

〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木500-1

TEL 0856-79-2213

FAX 0856-79-2344

E-mail : sangyo@town.yoshika.lg.jp